

## 海外情報

### 中国の税務行政

－上海市税務局を中心とした近年の中国税務の動向等について－

国税庁国際業務課（長期出張者）

浦野裕文

#### ◆SUMMARY◆

国税庁においては、我が国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿では、中華人民共和国の上海に派遣されている職員が、上海を中心として同国の税務行政と税制の概要を簡潔に整理し、最新の状況について解説したものである。

なお、本稿の内容は、2019年（平成31年）3月時点において執筆者が入手できた資料を基にしている。

（令和元年9月27日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	192
第1 上海市の概要及び上海市政府における近年の取組等	193
1 上海市の近年における経済規模等	193
2 上海市における日系企業進出状況及び経済環境等	193
3 上海市政府における最近の取組等	194
第2 上海市税務局の組織概要及び近年の施策等	194
1 中国における一般的な税務局の形態と上海市税務局の特殊性	194
2 上海市税務局における税収の推移	195
3 上海市税務局が掲げる機能及び責務	196
4 上海市税務局における主要部署の概要	197
5 上海市税務局における近年の ICT を活用した施策や納税者サービスへの取組について	198
第3 近年の中国における税務関連の主要トピックと上海市税務局における対応・取組等	202
1 国税局及び地税局の合併（国地税合併）	202
2 個人所得税法の抜本的改正	204
3 営改増の実施	205
4 関連者間取引申告等の提出	206
5 納税信用管理制度の推進	207
6 環境保護税の導入	208
おわりに	208

はじめに

上海市税務局を中心とした中国の税務行政については、前回 2007 年に寄稿してからすでに 10 年以上の年月が経過している。その間に、中国が経済成長だけでなく、ICT や国際化の分野においても目覚ましい発展を遂げたのは周知のとおりである。今回は、そういった ICT 分野の発展等が、納税者サービスや徴税事務にも十分に影響を与え、また活用されている実態等を上海市全体及び上海市税務局の現状説明とともに述べる。また、そういった進歩・発展は、過去 3 年程度のうちに、中国全体における税務機構や税制面にも大きな変革をもたらしたため、その内容についても、

各変革に係る上海市税務局における取組・対応等と合わせて述べる。

なお、本稿の内容は国家税務総局（以下「STA」という。）及び上海市税務局が公開しているウェブサイトからの情報、報道資料、書籍のほか、STA 及び上海市税務局職員、会計事務所職員等からの話を基に作成しており、本稿における意見・コメント等はすべて筆者個人の見解である。また、データは特に断りがない限り、本稿執筆時（2019 年 3 月）において最新のものを掲載している。おって、邦貨換算額の為替レートは 1 元＝17 円、1 米ドル＝110 円で計算している。

**第1 上海市の概要及び上海市政府における近年の取組等**

**1 上海市の近年における経済規模等**

上海市の面積は 6,340.5 平方キロメートルで 16 区の行政区画に分かれており、人口は約 2,418 万人である。面積は中国全体の 0.1% 程度だが、人口は 1.7%、GDP は 3.6%、貿易総額は 11.6% の割合を占めている<sup>①</sup>。経済

成長率は、他の中国国内の都市と同様、近年は 10% を超えることはないが、例年 7.0% 弱程度の成長率を維持している。なお、過去 3 年間の上海市における GDP 額の推移は以下のとおりである。特徴としては、中国国内の直轄市のひとつでありながらベルギーやタイといった国レベルと同等の経済規模であることが挙げられる。

〈上海市における産業別 GDP 額の推移<sup>②</sup>〉

	2015 年	2016 年	2017 年
GDP 総額	2 兆 4,964.99 億元 (42 兆 4,404.83 億円)	2 兆 7,466.15 億元 (46 兆 6,924.55 億円)	3 兆 133.86 億元 (51 兆 2,275.62 億円)
第一次産業	109.78 億元 (1,866.26 億円)	109.47 億元 (1,860.99 億円)	98.99 億元 (1,682.83 億円)
第二次産業	7,940.69 億元 (13 兆 4,991.73 億円)	7,994.34 億元 (13 兆 5,903.78 億円)	9,251.40 億元 (15 兆 7,273.8 億円)
第三次産業	1 兆 6,914.52 億元 (28 兆 7,546.84 億円)	1 兆 9,362.34 億元 (32 兆 9,159.78 億円)	2 兆 783.47 億元 (35 兆 3,318.99 億円)

上段は人民元、下段括弧書きは日本円での金額を表示している。

なお、2019 年 3 月 1 日における上海市統計局の最新発表<sup>③</sup>によると、上海市における 2018 年の GDP は前年対比 6.6% 増の 3 兆 2,679.87 億人民元 (55 兆 5,557.79 億円) で、常住人口 1 人当たりの GDP が 13 万 5,000 人民元 (約 229 万 5,000 円、約 2 万 864 米ドル) に達し、2008 年に 1 万米ドルを突破してから 10 年間で 2 万米ドルの大台を突破するに至った。

の中国経済最大の都市となった。

また、上海市は、地理的に江蘇省や浙江省<sup>④</sup>と長江（揚子江）デルタを形成しているほか、2013 年 9 月に中国で初めて正式に成立した「中国（上海）自由貿易試験区」（以下「上海自由貿易区」という。）も有しており、「走出去」企業（海外進出中国企業）や「引進來」企業（中国進出外資系企業）にとって、今も国際化発展戦略の中における重要な位置を占めている。なお、2017 年 10 月 1 日時点の中国全土における進出日系企業は 32,349 社であり<sup>⑤</sup>、そのうち上海市に進出している日系企業数は約 1 万社程度と言われている<sup>⑥</sup>。

**2 上海市における日系企業進出状況及び経済環境等**

上海市は、1978 年に鄧小平氏により改革開放政策が打ち出され、上海を開発し香港と並ぶ一大経済地区を築くという青写真の下、1980 年代以降、上海市東部にあたる浦東新区の金融・貿易・経済センターの開発等により発展を続け都市全体が刷新されてゆき、現在

更に、上海自由貿易区に関しては、2017 年 3 月に公表された「上海自貿区改革 3.0 版」<sup>⑦</sup>という新たな改革開放政策が目下実施されており、2018 年末に多くの重点改革が完了した結果、過去 1 年で新設された外資企業は約

1,300社にのぼり、また2018年における外資誘致額は実行ベースで67億7,000万米ドル(約7,447億円)と、上海市全体の39.1%を占めるほどになった<sup>(8)</sup>ほか、本年3月の第13期全国人民代表大会(以下「全人代」という。)第2回会議において公表された2019年政府活動報告において、自由貿易区により大きな改革・イノベーション自主権を与え、上海自由貿易区にも新エリアを増設する旨が盛り込まれたことから<sup>(9)</sup>、重要なビジネス拠点として今後も益々の発展が見込まれるところである。

### 3 上海市政府における最近の取組等

#### (1) 上海市政府におけるICT活用の最新例

上海市政府は2018年以降、「一网通办」<sup>(10)</sup>と称するインターネットを活用したワンストップ公共サービスの普及に重点的に取り組んでいる。当該インターネットサービスはすでに1,274項目の公共サービス事項に対応しており(教育、医療、住宅、社会保険等の様々な分野に係る申請等のほか、後述の電子税務局もここに含まれる。)、1日当たりの事務手続処理数は7万5,000件に達し、2018年末までに利用者数はすでに1,000万人を突破していると報道されている<sup>(11)</sup>。

その他、上海市政府は、2018年11月末、中国におけるネット検索最大手であるBaidu(百度)と戦略提携を行い、同社が持つ人工知能(AI)、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、自動運転、モビリティ(移動手段)等の分野の技術及びノウハウを活用し、上海市の実体経済と融合させ、スマートシティの建設を共同で推進していくことを発表する<sup>(12)</sup>など、一層の未来都市建設を目指している。

#### (2) ビジネス環境の改善計画

上海市政府は2019年2月11日に、ビジネス環境の高度化に向けた行動計画を実施することを決定し、世界銀行が定めるビジネス環

境評価の項目に沿ったビジネス環境改善や制度改革など、4分野25項目の具体策を盛り込んだ「上海における経営商業環境の改善推進“2.0版”」を発表した。具体的には、開業手続や許可手続、納税手続等といった企業が行わなければならない手続きの全ての行程に係る所要時間や回数等の削減を行い、効率及び費用の観点において大幅な改善を行うこととしている<sup>(13)</sup>。

#### (3) 中国国際輸入博覧会の実施

上海市政府及び中華人民共和国商務部は、2018年11月5日から10日にかけて、上海市青浦区において輸入の拡大に向けた大型見本市である「中国国際輸入博覧会」を初めて開催し、日系企業を始め全世界の多くの企業が参加した(出展企業及び機関約3,600社のうち、日本からは全172の国及び地域別で最多となる468社及び機関が参加)。結果として、578億3,000万米ドル(約6兆3,613億円)の成約・経済効果を生み出すなど好評を博した<sup>(14)</sup>ため、本年(2019年)以降も引き続き開催されることが既に決定している。なお、当該博覧会においては免税手続関連で上海市税務局が大きく貢献したが、その詳細は後述第2の5(4)ハ(イ)にて記載する。

## 第2 上海市税務局の組織概要及び近年の施策等

### 1 中国における一般的な税務局の形態と上海市税務局の特殊性

中国における税務機関については、一般的に分税制が導入されており、全ての税目は国税、地方税及び共有税に分けて管理され、担当する税目等によって、国家税務局(以下「国税局」という。)及び地方税務局(以下「地税局」という。)に分離されていた。例えば増値税(中国における付加価値税)は国税局、個人所得税は地税局といった形で税目ごとに両局で徴税を分担させた上、国税局は地方政府を関与させず直接STAの指揮管理下に置く

一方、地税局は STA と地方人民政府の双方管理の下、租税政策については STA が監督指導するものの、人事権と予算は地方政府の支配下にあるという機構構造を採用していた（なお、左記については 2018 年 6 月に国税局と地税局が全国的に合併するという大規模な組織改革（以下「国地税合併」という。）が実施されており、その詳細は下記第 3 の 1 に記載している。）。

一方、上海においては、国務院の指示<sup>(15)</sup>の下、国税と地方税について一緒に執行していくのが効率的との考え方の下、かねてより試験的に、上海市国税局、地税局及び財政局が同じ建物に入り、総務的な機能を統一的に実施するなど、全国で唯一、合同で事務が実施されてきたところである。

## 2 上海市税務局における税収の推移

上海市税務局の過去 3 年における税収の推移は下表のとおりである。近年の税収の特徴

としては、経済発展に伴い毎年継続的に税収が増加していること及び 2016 年に実施された営改増<sup>(16)</sup>（詳細は下記第 3 の 3 参照）により営業税収が 2017 年になくなり増値税収が増加したことが挙げられる。

なお、消費税は酒、たばこ等の課税消費物品の生産又は輸入を行う納税者に対して課せられる税であり、納税義務者が課税消費物品を販売又は輸入する段階で原則として課税されるものであるため、日本における同名の税目とは異なる性質のものである。また、企業所得税は我が国の法人税に相当する。その他、増値税は中国国内における物品の販売、加工及び修理・補修・組立の労務提供、輸入取引、国内の課税役務の提供、無形資産の譲渡並びに不動産の販売に対し課される付加価値税である。また、営業税は役務提供、無形資産の譲渡又は不動産売却に対して課税される税目であったが、2016 年中に上記営改増により廃止された。

〈上海市税務局における税目別税収の推移<sup>(17)</sup>〉

	2015年	2016年	2017年
増値税	(+0.8%) 2,676.5億元 (4兆5,500.5億元)	(+25.0%) 3,346.7億元 (5兆6,893.9億元)	(+46.8%) 4,911.8億元 (8兆3,500.6億元)
営業税	(+21.3%) 1,215.5億元 (2兆663.5億元)	(△23.7%) 927.7億元 (1兆5,770.9億元)	- - -
消費税	(+6.4%) 825.3億元 (1兆4,030.1億元)	(+1.1%) 834.1億元 (1兆4,179.7億元)	(△18.0%) 684.4億元 (1兆1,634.8億元)
企業所得税	(+16.2%) 2,857.3億元 (4兆8,574.1億元)	(+21.0%) 3,455.8億元 (5兆8,748.6億元)	(+4.4%) 3,607.9億元 (6兆1,334.3億元)
個人所得税	(+19.3%) 1,219.0億元 (2兆723億元)	(+21.6%) 1,482.7億元 (2兆5,205.9億元)	(+16.8%) 1,731.1億元 (2兆9,428.7億元)
印紙税等	(+315.6%) 1,344.3億元 (2兆2,853.1億元)	(△65.3%) 466.4億元 (7,928.8億元)	(+2.3%) 476.9億元 (8,107.3億元)
合計	(+22.0%) 1兆1,230.4億元 (19兆916.8億元)	(+5.5%) 1兆1,847.0億元 (20兆1,399億元)	(+8.4%) 1兆2,839.9億元 (21兆8,278.3億元)

上段括弧書きは前年対比、中段は人民元、下段括弧書きは日本円での金額を表示している。

### 3 上海市税務局が掲げる機能及び責務

上海市税務局が掲げている主要な機能及び責務は以下のとおりである<sup>(18)</sup>（なお、全 14 項目のうち、中国共産党関係業務に係る 2 項目については記載を省略している。）。

- (1) 租税、社会保険料及びその他の収入（以下「租税収入等」という。）に係る法律法規等の執行及び具体的な実施方法の研究・制定、STA が規定する租税優遇政策の実行。
- (2) 租税収入等に係る中長期的な計画についての研究・立案等。
- (3) STA 及び上海市政府の政策決定の参考とするための租税収入等に係る経済分析及

び政策の効果測定分析の推進。

- (4) 所轄管内における租税収入等に係る徴税管理。特に大企業及び自然人に対する租税管理の強化及びリスク管理事務。
- (5) 租税収入等に係るサービス体系構築の実施。納税サービス、租税政策に係る広報、納税者等の権益保護事務。租税収入等に係る行政処罰、行政不服申立て、税務行政訴訟への対応。
- (6) 所轄管内における国際租税及び輸出入に係る租税管理事務。租税回避に係る調査及び輸出免税に係る事務。
- (7) 所轄管内における税務調査及び社会保険

料等に係る検査事務の実施。

- (8) 増値税専用発票、普通発票及びその他の各種発票<sup>(19)</sup>の管理事務等。
- (9) 徴税のための情報化及びデータベース構築事務。
- (10) 幹部候補を含む職員の研修・試験・育成・考査等に係る事務。
- (11) 組織機構、編成、経費及び資産管理に係る事務。
- (12) STA 及び上海市政府から委任等されたその他の事務。

#### 4 上海市税務局における主要部署の概要

上海市税務局は局長（馬正文氏）、3名の副局長（蔣震平氏、曹晖氏、庞为氏）及び4名の高級幹部（蔣旭涛総経済師、李俊坤総会計師、李明総審計師、吴健浦東新区局長）<sup>(20)</sup>の下、下記部署により構成されている<sup>(21)</sup>（部署名横の括弧書きは本局建物内におけるフロア階数を表示している。なお、上記同様、中国共産党関係業務を担当する部署は記載を省略している。）。

##### (1) 弁公室（12階）

日常的な総務事務全般を担当。例として、年度事務計画や税務事務に係る各種制度の制定、文書作成や報告業務、重要会議の草案作成や組成、税收政策や法制度に係る広報及び政府情報公開事務、上海市税務局ウェブサイトの運用及び補修作業等。

##### (2) 政策法規処（10階）

税務政策に係る事務案の起草及び実施、規範性文書の合法性審理、重大な税金案件の審理、上海市税務局が担当する行政不服申立てや税務行政訴訟に係る事務等。

##### (3) 貨物及び労務税処（6階）

増値税、消費税等に係る事務。具体的な業務における問題の解釈や処理、関連法規や政策に係る研究及び改善意見の提出、増値税専用発票等の各種発票の管理事務、関連税目に係る日常的な管理・検査事務等。

##### (4) 輸出入税収管理处（7階）

貿易取引に係る税收政策及び管理規則に基づく日常的な監督検査事務。輸出免税の申告手続等の審査事務等。

##### (5) 所得税処（6階）

企業所得税及び個人所得税の徴税管理事務。各税に係る具体的な業務における問題の解釈や処理、日常的な検査・指導・相談事務等。

##### (6) 国際税務管理处（7階）

情報交換や特別納税調整（移転価格）に関する事務、外国法人の企業所得税に係る徴税管理事務、外国当局間との問題等に係る調整・対応等。

##### (7) 財産及び行為税処（7階）

財産及び行為に係る租税（印紙税等）に対する管理業務。租税減免政策に係る管理、関連法規や政策に係る研究及び改善意見の提出、市政府等が立案する法規や実施細則への起草参与等。

##### (8) 収入規則計算処（9階）

税収予測・見積りや中長期計画の編成、税収会計や統計データの分析事務等。

##### (9) 納税サービス処（大企業税収管理处）（8階）

各税目における納税サービス事務全般を担当。納税サービス規範等の制定、電話相談ホットラインや上海市税務局ウェブサイト及び電子税務局のサービス関連項目の整備、納税サービスプラットフォーム機能の改善事務等。また、大企業に対して税源管理に係る指導、納税評価等を実施。

##### (10) 征管科学技術発展処（6階）

税務行政に係る法律法規や規範性文書の具体化作業、徴税事務に係る改革の研究の推進、上海市における税収データの質量管理及び政府部門間でのデータ交換事務、徴税のためのデータ分析・活用事務等。

##### (11) 稽查处（7階）

税務調査に係る法律・法規等について具体化及び改善意見の提出、重大事案の調査、公安当局が関与する案件の法執行についての連

絡調整事務、各種調査統計に係る管理及び報告事務等。

なお、2017年現在の上海市税務局における稽査処の職員数は1,243人であり、蔣震平副局長の指揮命令下に置かれている<sup>(22)</sup>。また、2017年における調査実績としては、増差税額が160.8億元（約2,733.6億円）、調査件数が6,262件（うち調査終了した件数は4,339件）となっている<sup>(23)</sup>。

(12) 財務管理处（10階）

政府買付・調達に係る管理事務。固定資産や車両等に係る管理制度の制定や各部門の予算及び決算草案に係る審査事務等。

(13) 監察内部審査処（10階）

法律法規、部門規約及び規範性文書の執行状況に係る監督・検査事務等。

(14) 人事教育処（退職職員処）（9階）

上海市税務局の職員の採用・人事管理、教育研修計画や研修年度計画の策定、退職職員に対するサービス及び管理事務等。

なお、職員の採用については、例年2月末から3月中旬にかけて面接試験等が実施され<sup>(24)</sup>、合格者は5月中旬に一般に公示される。2018年においては、上海市国税局では314名（大卒292人、大学院卒22人）の新規採用が行われた<sup>(25)</sup>。なお、試験内容は筆記試験、面接、健康診断等により行われる。

5 上海市税務局における近年のICTを活用した施策や納税者サービスへの取組について

近年の税務分野におけるICT活用については、上海市税務局も積極的に実施しており、各種取組を通して、納税者の利便性向上等に努めているところである。下記では直近における上海市税務局の主な施策について紹介する。

(1) 12366上海（国際）納税サービスセンターの開設<sup>(26)</sup>

イ 設立趣旨及び基本的機能

「国家税務総局12366上海（国際）納税サービスセンター」<sup>(27)</sup>（以下「当該サービスセンター」という。）は、中国語及び英語の2か国語によるインターネットサービス（以下「バイリンガル情報サービス」という。）及びコンサルティングサービス（以下「バイリンガル相談サービス」という。）の機能を有している中国初の国際的税務サービスセンターとして、2016年1月12日に、STAと上海市税務局との二重管理体制により開設された（なお、二重管理体制とした意図は、当該サービスセンターのポジションを高め業務遂行に有利となるようにするためであり、筆者が当該サービスセンターを訪問した際に対応いただいた幹部もSTA国際税務司からの出向職員であった。）。

バイリンガル情報サービスは国際化による発展戦略に基づくもので、一帯一路、長江デルタ経済帯、上海自由貿易区等に関係する海外進出中国企業及び中国進出外資系企業のために専門的な税に関するガイド情報を提供することを目的としている。また、バイリンガル相談サービスは、国内外の納税者に対して、中国語及び英語で税務相談サービス等を提供するものである。

なお、当該サービスセンターが2017年中に対応した相談件数は約4,732万件であり、そのうち職員が対応を行ったのは約3,058万件で、残りの質問についてはAIを活用した相談システムが対応を行ったとのことである。

また、サービスセンターの面積は約1,000㎡であり、勤務する職員数は約160人、平均年齢は30才程度である。

ちなみに、上海市税務局職員の話によると、北京にも同様の施設があるものの、当該サービスセンターの名称に「国際」という文言が入っているとおり、上海においては国家レベルの戦略に係る情報やサービスを提供している点で若干異なるとのことである。

ロ その他の機能・側面等

当該サービスセンターは、現在の中国において政府が推進している「インターネット＋（プラス）」<sup>(28)</sup>による ICT 化のシンボリックな側面と租税に関する歴史博物館としての側面も有している。

前者については、入口正面に複数モニターによる特大電光掲示パネルが設置されており、一帯一路、長江デルタ経済帯及び上海自由貿易区における各投資情報等や上海市の統計データ（税収、企業数、増値税発票等のデータ等）がリアルタイムで表示されるようになっている。また、上海市における各行政区画の税務局ごとの納税相談の混雑状況も、（例えば、相談待ちの納税者数が少なければ緑色、通常レベルであれば黄色、混雑していれば赤色といった具合に、）視覚的に表示され現状が把握できる仕組みとなっている。

また、上記センター内には上海市税務局アプリ体験コーナーもあり、自己の申告状況をアプリ操作一つで確認できるシステム等を体験することもできる（上海市税務局アプリについては下記第2の5(2)参照）。

後者については、中国古代から現代までの税に関する資料や当時の税務官吏が使用していた道具、実際に使用されていた印紙等の展示コーナー及び 1949 年の中華人民共和国建国以後の重要な税制改正（農業税の廃止や営改増等）についての資料展示コーナーが設置されているほか、中国国内で圧倒的なシェアを誇る SNS 及び電子決済サービスである Alipay（支付宝）や Wechat（微信）等の携帯アプリを活用するなどした税務行政の未来像を描いた動画も放映されており、小学生等を対象とした租税教育にも活用されている<sup>(29)</sup>。

## (2) 上海市税務局アプリによる税務相談等（電子税務局）

上海市税務局は数年前に独自の携帯アプリをリリースしており、当該アプリ上で最新の税に関する情報や法令法規をリアルタイムで確認できるほか、各種手続方法の確認や税務相談等 200 項目以上のサービスが既に提供されているなど、電子税務局化を推進している。

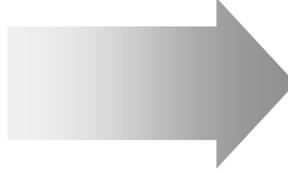
例えば、税務相談については、AI が導入されており、文字入力又はスマホに向かって質問事項を話すことで関連する FAQ が表示される仕組みとなっている。表示される FAQ の中に該当する回答がない場合は「職員対応（人工科服）」と入力することで職員がおって回答する流れとなっているとともに、当該質問内容をビッグデータとして分析しディープラーニングを活用することにより、AI で対応可能となる質問パターンを増加させているとのことである。なお、AI 活用による自動回答機能は 24 時間 365 日対応しており<sup>(30)</sup>、今後 AI による自動回答項目が増加するにつれ益々便利になるものと思料される。

また、事前相談予約機能も搭載されている。具体的には、税務局に行く前にオンライン上で場所・相談概要・日時をドロップダウン選択することで QR コードと整理番号が発行され予約が完了する仕組みである。

そのほか、自身の管轄となる税務局の所在地確認メニューでは、中国の地図アプリである「百度地図」や「高德地図」と連動するようになっており、交通手段ごとの所要時間や渋滞状況も表示されるなどリアルタイムのナビゲーション機能が利用可能となっている。

〈上海市税务局アプリの画面〉

【アプリ画面】



目的に応じて、各アイコンをタップするだけで、最新情報の確認、税務相談、各種納付期限等の日程や税务局住所等を確認することが可能(左図はトップ画面)。



個人の申告状況や申告期限等が確認できる。



(3) 税務局窓口対応におけるデータ分析の活用

上海市税務局は上記アプリを活用したサービスだけでなく、各地区の税務局における実際の窓口対応においてもデータ分析を駆使し、納税手続に要する時間を短縮することを目指す「智能税務」と称する施策を実施している。

各地区の税務局の相談窓口の繁閑は均一ではなく、これまでは納税者が長時間待たされることがあったことから、頻繁に発生する税務手続のプロセスや数百万に上る過去の納税者の待ち時間データ、各業務に要する時間・類型等についてビッグデータを活用して分析し、業務の比重を多く占めている内容を把握し、それに基づき納税者サービスを改善しているところである。その結果、上海市における年間の納税者の納税手続に係る平均時間が前年に比べ 20%以上 (207 時間から 155 時間) も短縮された上、手続回数も 9 回から 7 回に減少したと発表している<sup>(31)</sup>。

(4) ICT を活用したその他の施策や相談サービス

イ 上海市税務局と銀行間の相互情報サービスプラットフォーム

上海市税務局と上海市内の銀行との間においては「上海における銀行及び税務局間の相互情報サービスプラットフォーム」が利用可能となっている。内容としては、中小企業をメインターゲットとして銀行と税務局間で企業情報のデータ共有を行うことであり、企業からの授権を経て、税務局が企業基本情報、納税信用情報、申告納税、違法歴といった全 67 項目の租税に関する情報をプラットフォーム経由で共有し、銀行側は貸付け等の判断に際して重要な参考情報とするというものである。目下のところ、上海市税務局は 60 行と協定を締結しており、当該プラットフォームにより情報共有を行い 358 億元 (約 6,086 億円) の貸付け等が実施されている<sup>(32)</sup>。なお、当該プラットフォームの目的は、民間企業(主

に中小企業) に資金を貸し付け、事業の拡大を行うこと等により経済成長を促し、結果的に将来にわたる税収増加を図ることを意図しているとのことである。

ロ くじ付き増値税発票制度を試行的に開始

上海市税務局は 2017 年 11 月 13 日に公表した公告において、同年 12 月 1 日から、飲食店、宿泊施設、娯楽施設等が増値税発票管理システムにより発行した増値税普通発票及び増値税電子普通発票のうち、認証を受けたものについて、試験的にくじ付きとする制度を開始した。当該制度の目的としては、消費者による発票の取得を勧奨するためとしている。

抽選は 2 回に渡り実施され、発票を受け取ったその場で当選か否かが分かる第 1 回目の当選金は 5 元 (約 85 円) ~ 100 元 (約 1,700 円) であり、Alipay (支付宝) 及び Wechat Pay (微信支付) アプリの機能を利用するなどして当該発票に付されている QR コードを読み取ることにより抽選結果が判明し、当選した場合は上記電子決済アプリを通じて電子マネーとして受け取る。

第 2 回目の抽選の当選金は 1 等 (1 名) が 40 万元 (約 680 万円)、2 等 (2 名) が 5 万元 (約 85 万円) であり、上海市税務局のウェブサイト上で抽選番号が公表されるとともに、各媒体を通して報道される。なお、上記当選者 3 名は当選日から 60 日以内に上海市税務局が指定する場所で当選金を受け取ることとされており、期限を徒過した当選くじは権利を放棄したものとみなされる。また、受取の際には現行法規により個人所得税が源泉徴収される<sup>(33)</sup>。

ハ その他税務相談対応の多様化 (各地区の税務局における取組等)

(イ) 中国国際輸入博覧会における免税手続対応

2018 年 11 月 5 日から 10 日にかけて開催された「中国国際輸入博覧会」では多くの外

国人が参加したため、出国による免税手続きに係る業務量が昨年同期比 50%で増加したが、会場に向かうまでの地下鉄内で当該手続きについての広報を行ったほか、博覧会場内に4つのサービススペース及び1つの総合連絡スポットを設置し<sup>(34)</sup>、英語、日本語、スペイン語等の各種言語に精通したチームを配置することで、全日程にわたり効率的に対応できたことである。また、免税手続案内のためのウェブサイトを開設し、納税者がQRコードを読み取るだけで当該手続方法及び免税対象となる商店等のリストを確認できる施策も行った<sup>(35)</sup>。

(ロ) 申告相談繁忙期における税務専門家事務室の設置

2019年の申告相談等において、嘉定区税務局は新施策として、2月18日から2月22日の繁忙期に、地区内税務局の2つの総合事務サービスオフィスに「税務専門家事務室」を設置した。当該税務専門家事務室に従事する者は、会計事務所の応募や当局税務所の推薦により決定され、結果として上海市内の5つの会計事務所から11名の税理士が選ばれ、毎日2人の税務専門家が納税者からの専門的な質問に対応した<sup>(36)</sup>。

(ハ) 外国語精通職員を活用した税務相談サポート

一部の地区の税務局においては、外国語に精通した職員を活用した税務相談対応を行っている。報道によると、現在21名の英語、フランス語、日本語、ロシア語及びドイツ語に精通した職員が登録されており、例えば日系企業の多い長寧区においては、来署した納税者について中国語での対応が困難であると窓口の相談担当者が判断すれば、所定機関に連絡し、日本語が分かる職員を呼び、相談の補助等を行うサービスを実施している<sup>(37)</sup>。

(ニ) 各種 SNS を活用した広報活動

上海市税務局は、中国でシェアの大きな SNS アプリである Wechat (微信) や Weibo

(微博)<sup>(38)</sup>にも公式アカウントを有しており、当該 SNS から日々、新たな通知や公告等の税務関連情報を納税者に対して発信している<sup>(39)</sup>。

第3 近年の中国における税務関連の主要トピックと上海市税務局における対応・取組等

冒頭でも記載したが、ICTの普及や国際化(BEPS等の影響も含む。)の更なる進展に伴い、中国においても、近年、STAは大規模な改革や施策等を行っている。以下はそのうちの主要なものを記載する。また、併せて各改革等における上海市税務局の対応や各種施策等についても記載する。

1 国税局及び地税局の合併(国地税合併)

2018年6月、全国各省及び直轄市等の国税局及び地税局が統合され新たな税務機関(税務局)が発足する旨が公表され、上海市国税局及び上海市地税局(いずれも当時)においても、同年6月15日に「上海市税務局」の統一看板が掲げられ、続いて同年7月5日には上海市内の各地区の16税務局においても国税局及び地税局統一の看板が掲示された<sup>(40)</sup>。また、全国的には、同年秋に全ての省レベルの税務局において合併が終了した。

(1) 統合に係る経緯

中国においては、上記第2の1に記載のとおり、1994年から分税制改革が採られていたが、従来から、国税局と地税局の執行基準の不一致や重複する手続きによる非効率性等の問題点が指摘されており、2018年3月に国务院が全人代に提出した「党と国家機構の改革深化プラン」により、省レベル以下の国税局及び地税局の合併(1994年以来となる24年ぶりの再統合)が提案された。

(2) 統合の目的等

当該国地税合併は、第19回三中全会における「中共中央の党及び国家機構の深化に係る改革決定」、「党及び国家機構改革深化方案」

及び第 13 期全人代第 1 回会議における「国務院改革方案」の下、2015 年 12 月 24 日に公布された「国税・地方税徴収管理体制改革方案」に基づくものであり、その目的は、徴税コストの減少、職責の明確化、納税者管理効率の改善及び納税者に対するサービスの更なる向上が掲げられている<sup>(41)</sup>。納税者にとっては、国税局及び地税局の二重管理による事務手続やコスト負担の軽減のほか、窓口やオンラインシステムで両者を区別することなく一括して手続を行えるようになるなどのメリットがある。

STA は、「一箇所での手続(一厅通办)」、「一連の税務相談(一键咨询)」、「一つの Web 上での手続(一网办理)」を推し進めており、すでに中国国内で 9,365 箇所の税務機関において「一箇所での手続」が実現されているほか、電話等によるサービスセンターにおいても「一連の税務相談」環境を実現し、納税者にとって利便性の向上を感じることができる基礎を固めている。なお、これまで各国税局及び地税局で実施されていた業務及び権限は統合後もそのまま継承され、未処理となってい

る事案についても統合後の税務局において継続して処理されている。

### (3) 上海市税務局における対応等

上海市税務局においても、上記の国務院及び STA の方針に従い国地税合併が実施されたところ、上海市内の 78 か所の税務局等においてトラブルなく合併作業が完了し、当該合併直後であっても、税務局共通のシステムにより 1,500 万件の納税等の手続きが滞りなく済んだほか、12366 電話相談ホットラインにおいても「一連の税務相談(一键咨询)」による対応件数が累計で 15 万 7,000 件に達したと報道されるなど順調に滑り出している<sup>(42)</sup>。

なお、2018 年 6 月の国地税合併以降の管理体制等については、目下、各省及び直轄市ともに具体的には示されていないものの、現地会計事務所の話によると、「上海市は(上述第 2 の 1 のとおり)過去から試行的に国税局と地税局が合同で事務を行ってきたため、目下のところ看板の変更等のみで、他の地域に比べて当該合併の影響はほとんどなく、実際の相談や徴税体制においても目立った変化はない」とのことであった。

〈2018年6月15日以前と以後における税務局正面看板の変化〉



【国地税合併(2018年6月15日)以前の看板】



【国地税合併(2018年6月15日)以後の看板】



左写真は上海市徐汇区肇嘉浜路800号に建設されている上海市税务局(元国税局及び元地税局)及び财政局の合同庁舎。2018年6月15日に国地税合併が行われ、右上写真から右下写真のとおり看板も刷新された。なお、事務フロアとしては、3階～12階及び14階が上海市税务局、13階及び15階～22階までが财政局となっている。

## 2 個人所得税法の抜本的改正

### (1) 改正概要等

2018年8月31日に、第13期全人代常務委員会第5回会議において、抜本的な改正を含む新たな所得税法が成立し、2019年1月1日から施行されている<sup>(43)</sup>。主な改正内容としては、旧法では明確に規定されていなかった居住者及び非居住者の概念が明確化された(第1条)ほか、11種類に分類される課税所得について、これまではそれぞれ分離課税制度が採用されていたが、4種類の勤労性所得(賃金給与所得、役務報酬所得、原稿報酬所得、特許権使用料所得)に対しては総合課税制度が導入され、年単位で税額が計算されることとなった(第2条)。

また、旧法において所得控除項目は主に社会保険料控除等に限定されていたが、新たに、

重大疾病医療費、子女教育費、住宅賃料控除、住宅ローンの利子費用、老人扶養控除等の特別控除項目が追加された(第6条)<sup>(44)</sup>。

その他には、公安、人民銀行等の他の政府部門に対して、納税者に係る情報提供の協力義務規定が追加されたほか(第15条)、個人に対しても一般的租税回避規定が導入された(第8条)。

### (2) 納税者への対応等

STAは、上記記載の特別控除項目が入力可能なアプリを2019年1月に早々にリリースしている<sup>(45)</sup>。当該アプリは、操作が容易で、重複入力等を行う必要もなく、個人情報に係るセキュリティも確保され、更に情報を入力すれば直接税務局の端末に反映されるなどのメリットを全面的に押し出し普及に努めているところである<sup>(46)</sup>。

実際に筆者の周りでも多くの上海人がすでに利用を開始しており、当該アプリ上において個人を識別する情報（実名、身分証番号、納税者識別番号、生年月日等）と各控除金額データを入力すれば、勤務先企業又は税務局に当該データを連絡・送信可能となり、前者の場合は月々の給与所得金額に各控除金額を反映・控除する形で各月の源泉徴収税額が計算され、また後者の場合は確定申告時に年間の給与所得金額から各控除金額の合計金額を反映・控除する形で年税額が計算される仕組みとなっている模様である。一部には個人のプライバシー情報が勤務先企業又は税務局に開示されることを避けるために当該アプリを使用しない者もいるとのことではあるが（そのため当該アプリを使用しないという方法も存在する。）、若者を中心にその利便性の高さから利用者が急増しているとのことである。

### (3) 上海市税務局における施策等

上海市税務局においても、2019年の旧正月（春節）直前に、改正による減税効果の影響が大きいと思料される配送会社の各配達員に対して新税制に関する広報資料とアプリ登録にアクセスできるQRコードを送付するなど<sup>(47)</sup>広報活動を積極的に行い、リリースから数日で上海市内の170万人近くの納税者がアプリ等の利用を開始したとのことである。

また、各区の税務局は、各企業担当者向けに改正所得税法における留意点やアプリの操作方法についての説明会等を実施しており<sup>(48)</sup>、特に雇用者が比較的多い普陀区税務局においては年明け早々から20回程度も説明会を行ったとのことである<sup>(49)</sup>。

## 3 営改増の実施

### (1) 営改増が実施に至った経緯等

中国ではこれまで中国国内の課税役務の提供、無形資産の譲渡並びに不動産の販売を行う場合に生じる営業税と、中国国内における物品の販売又は加工、修理補修役務の提供及

び貨物を輸入する場合に生じる増値税の2種類の付加価値税が存在していた。

増値税は中間業者の仕入税額が控除可能である一方、営業税は仕入税額控除が出来ないため、納税者が増値税を負担して仕入を行い、営業税の課税対象となる役務提供を行った場合、増値税の仕入税額控除ができず、税負担が過大となる問題等が生じていたことから、2011年10月に国务院常务会议において法案が可決され、営業税を増値税と一本化する「営改増」改革が行われるに至った。

なお、「営改増」改革は2012年からまず上海を試験地として交通運輸業とコンサルティング業等の現代サービス業を対象として開始された<sup>(50)</sup>。その後、2013年に全国で適用されるよう拡大するとともに、適用業種が鉄道運輸業、郵政及び電信業等の業種へ拡大されたが、建築業、不動産業、金融業及び生活サービス業の4業種については依然として営業税の対象業種となっていた。最終的には、これら営業税の対象であった4業種について、2016年5月1日より全て増値税の対象とすることとされ当該改革が完了した。

### (2) 上海市で試行が開始された理由及び改革後の反応等

当時の中国は産業構造を第二次産業から第三次産業のサービス業に構造転換させるために、生産業、物流業、IT産業の周辺産業である生産性サービス業を育成し発展させる目的があったことから、すでに土壌があった上海市から交通運輸業と一部の現代サービス業に属する納税者を増値税納税者に変更して、仕入税額控除を行わせて税負担の軽減を図ることとした模様である。

なお、改革完了後の反応について、関係者の話によると、上海市においては2012年から段階的に試行が開始されていたため、2016年の当該改革完了時点においては特段の大きな問題は生じなかったとのことである。

#### 4 関連者間取引申告等の提出

2016年6月29日付で「関連者間取引申告と同期資料の管理に関する公告」(2016[42号]及び2016年7月13日付で同公告の解説である「関連者間取引申告と同期資料の管理に関する公告」(以下「42号公告」という。))が公表された。42号公告は、BEPSの行動計画13(多国籍企業の企業情報の文書化)に対応するものであり、中国においても、三層構造の移転価格文書(国別報告書、マスターファイル、ローカルファイル)が導入されることとなり、2016年1月1日から施行されている。

(1) 42号公告で提出を要することとされた文書の概要

##### イ 中華人民共和国企業年度関連者間取引報告書

実質所得者課税の行われる内国法人及び中国国内に機構・場所を設け、かつ実際の所得に基づき企業所得税を申告・納付している外国法人は、納税申告書の提出時に、「中華人民共和国企業年度関連者間取引報告書」を添付しなければならない(第1条)。

##### ロ 国別報告書

多国籍企業グループの最終持株会社で、かつ前会計年度の連結財務諸表における各種の収入金額の合計が年間55億元(約935億円)を超える内国法人は、上記イを提出する際に国別報告書を作成しなければならない(第5条上段)。

なお、国別報告書では主に、多国籍企業グループにおいてメンバーとして構成される全ての事業体のグローバルの所得、租税及び業務活動の国別分布状況を開示することとなっている(第5条下段)。また、STAは原則として租税条約の情報交換規定に基づき国別報告書を入手することとしているが(第7条)、一定の場合(多国籍企業がいずれの国にも国別報告書を提出していない場合等)には中国子会社に国別報告書の提出を要求することができる(第8条)。

##### ハ マスターファイル

以下のいずれかの条件に該当する企業は、マスターファイルを準備しなければならない(第11条)。

①年度においてクロスボーダーの関連者間取引が発生し、かつ当該企業の財務諸表を連結する最終持株会社の属する企業グループが既にマスターファイルを準備している場合

②年度における関連者間取引が10億元(約170億円)を超えた場合

なお、マスターファイルには、組織構成、企業グループの業務、無形資産、融資活動及び財務・税務の状況が含まれる(第12条)。

また、企業グループの最終持株企業の会計年度終了日から12か月以内に中国語で準備しなければならないが、STAの要求があった日から30日以内に提出しなければならない(第19条)。

##### ニ ローカルファイル

以下のいずれかの条件に該当する企業は、ローカルファイルを準備しなければならない(第13条)。

①有形資産の所有権の譲渡金額が2億元(約34億円)を超える場合

②金融資産の譲渡金額が1億元(約17億円)を超える場合

③無形資産の譲渡金額が1億元(約17億円)を超える場合

④その他の関連者間取引の金額が合計4,000万元(約6.8億円)を超える場合

なお、ローカルファイルには、企業の概況、関連関係、関連者間取引の概況(バリューチェーン分析や地域性特殊要因等)及び比較分析が含まれる(第14条)。

また、関連者間取引が発生した年度の翌年6月30日までに中国語で準備しなければならないが、STAの要求があった日から30日以内に提出しなければならない(第19条)。

##### ホ 特殊事項ファイル

企業が、①コストシェアリング契約を締結若しくは実施する場合又は②企業の関連負債比率が基準比率を超え、独立取引の原則に合致することを説明する必要がある場合には、特殊事項ファイルを作成しなければならない(第15条)。

(2) 上海市における企業の対応及び問題点等  
42号公告は2016年1月1日から施行されており、既に対象となる企業はマスターファイル、ローカルファイル等を所轄税務局に対して提出しているところであるが、関係者の話によると、目下においては当該ファイルの記載内容について直接的に問題視され課税等が行われたケースはほとんど聞かないとのことであるが、当該ファイルの記載内容はビッグデータとして金税三期システム<sup>(51)</sup>に取り込まれ、レンジの基準決定等に活用されると考えられている。

## 5 納税信用管理制度の推進

### (1) 導入経緯

STAは、税収管理体系を強化し、納税者の法に基づく納税を促進することを目的として、「納税者信用管理弁法(試行)」<sup>(52)</sup>(以下「本弁法」という。)を根拠として納税者に対して信用等級を与えている。

当該信用等級制度の導入経緯としては、国務院が2014年7月15日に公布した「市場における公平競争の促進、正常な秩序の維持に係る若干の意見」(国発[2014]20号)及び2014年6月14日に公布した「社会信用体系建設計画概要(2014-2020年)」(国発[2014]21号)に基づき、「褒揚守信、懲戒失信」(コンプライアンスを遵守する者を奨励し、遵守しない者に懲罰を与える方針)の基本方針の下、社会信用体系を推進するとともに、行政の簡素化、権限委譲を推進する要請があったためである。

### (2) 本弁法の概要

本弁法において、「納税信用管理」とは、税

務機関が納税者の納税信用情報に対し展開する採集、評価、確定、発表及び応用等の活動をいうと定義される(第2条)。

基本的には評価点によってA、B、C及びD級(その後M級が追加されている。)に分類されるが、納税者が重大な信用失墜行為等を行った場合に、評価点数がC級以上の基準であっても、最下級のD級と判定する「直接等級判定方式」が採用されている(第15条、第18条)。

具体的に「直接等級判定方式」が適用される場合としては、例えば、①輸出税還付の騙取、増値税発票の虚偽発行等の行為が存在し、判決を経て税務関連の犯罪を構成する場合、②暴力又は脅迫により、納税を拒絶し又は税務機関の法に基づく税務調査の執行を拒絶、妨害した場合等10項目が明記されている(第20条)。

### (2) 各等級における主な措置

納税信用管理等級により納税者に付与されるメリット・デメリットが明確化されており、例えば最上級であるA級にランク付けされた場合は、税務機関が自発的に社会に対しA級納税者名簿を公表するほか、通常1か月分しか発行できない増値税発票を3か月分まとめて発行可能等の優遇措置が享受できる(第29条)。一方、最下級のD級にランク付けされた場合は、当該D級納税者及びその直接責任者の名簿の公表、増値税専用発票について補導期における一般納税者政策と同様の取扱いの適用、報告送付された各種資料の厳格審査確認、監督検査の頻度を引き上げ等のほか、税関や工商行政管理局等関連部門への通報も行われ、下記(3)の「連合懲戒措置」の対象となる場合もある(第32条)。

### (3) 関連部門との連合懲戒措置

「連合懲戒措置」の内容については、STA、公安部、国家発展改革委ほか全21機関で共同署名を行った「重大税収違法案件当事者に対して実施される連合懲戒措置に係る協力備

忘録」<sup>(63)</sup>に基づくものであり、例えば出国阻止（協力部署：公安部）、関連職務に就くことへの制限（協力部署：最高人民法院及び工商総局）、高額消費行為の禁止（協力部署：最高人民法院、民航局、中国鉄路総公司等）、企業信用情報公示システムを通して公示（協力部署：工商部門）、検査監督管理の強化（協力部署：質検総局）等の政府各部門を跨いでの厳しいペナルティが課せられることとなる。

#### (4) 上海市における対応及び納税信用A級納税者数

納税者信用制度については、上海市においても既に「上海市社会信用条例」が施行されている。なお、上海市においては、2017年度の納税信用A級納税人として、約76,700社（2016年度は約46,000社<sup>(64)</sup>）がリストアップされウェブサイト等で確認することができる。

## 6 環境保護税の導入

### (1) 制度概要

環境保護税は、2016年12月に可決<sup>(65)</sup>された中華人民共和国環境保護税法に基づく新税であり、2018年1月1日から施行されている。課税の対象となるのは、大気汚染物質、水質汚染物質、固形廃棄物及び騒音（工業騒音）であり（第3条）、課税対象ごとに定められた排出等基準値を超過する部分に一定の税率が課される。中国の領域等において汚染物質を排出する企業及び個人事業主が納税義務者となり（第2条）、四半期ごとに各期間終了から15日以内に所掌する税務局へ申告・納税を行わなければならない（第19条）。

なお、環境保護税に係る税収は、各地域における環境保護の促進及び環境保護環境の整備のためにすべて地方財政収入となる<sup>(66)</sup>。

### (2) 上海市内企業の反応等

関係者の話によると、納税義務者が特定の業種に限られているため、実務上はあまり話題になることはないが、課税単位・範囲が「排

出等基準値を超過する部分」とされているところ、その算出方法等について専門的な知識等が求められるため、当該税制導入が間もない目下においては、納税者と税務局との間で見解の相違が生じるケースがあるとのことである。

### おわりに

筆者は今もなお変動著しい上海で約2年強を過ごした。その間に、生活インフラ面では携帯アプリを使った便利なサービスが多数登場し、またそのうちのいくつかは社会問題を発生させた結果（レンタルバイクサービスの爆発的普及とその結果としての不法駐輪等）、1年～2年程度で衰退していく一方で、違った形で新たなサービスが生み出されるなど新陳代謝の速さを痛感し通しであったように思う。また、税務の面においても、上述のとおり多くの抜本的又は機構的な税制改革やICT活用の進歩など、こちらも日々スピード感を感じずにはいれなかった。中国という特殊な国家構造ということもあり、他の国家及び地域が簡単に参考にできるものではないことは理解しているが、この国の興味深い税務行政について今後もウォッチを続けていきたい。

また、対中国においては、歴史的に複雑な事情や各種問題等もあるが、上海に住む多くの中国人は大変親日家で、日本のアニメや漫画を観て育ち、日本に対する理解も十分に持っており、今もなお日本の文化や日本人の気質から多くを学んでいこうという姿勢がありありと現れている。他方、日本においても、かつてのシルクロード交易路を通じての仏教伝来など文化面等で中国から古来より多くを学んでいる。現在においても、それぞれの国が持つ素晴らしい部分を共有・協力していければ双方にとってウィンウィンの関係が構築できるに違いないと考えると、税務分野でも、租税条約に基づく情報交換、相互協議の開催だけでなく、二国間における当局（税

務大学校と江蘇省揚州市にある国家税務総局税務幹部進修学院との交流を含む。)の職員往来による意見交換を通しての交流等を通じて、今後一層充実したものとなることを切に願っている。

折しも2018年から2019年にかけては、日中平和友好条約締結40周年、中華人民共和国建国70周年及び中国における改革開放40周年であり、それぞれを記念するイベント等が北京及び上海をはじめ、各地域で開催されている。日本と中華人民共和国の友好関係を今後益々発展することを願いつつ、本稿を了したい。

① JETRO 上海事務所「上海市概況 2018年5月」3頁及び12頁

([https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/katoh/pdf/overview\\_shanghai\\_201805.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/katoh/pdf/overview_shanghai_201805.pdf)) (平成31年3月28日最終閲覧)。

② 2015年分：国家税務総局主管『中国税務年鑑2016』246頁(中国税務出版社、2017)、2016年分：国家税務総局主管『中国税務年鑑2017』262頁(中国税務出版社、2018)、2017年分：国家税務総局主管『中国税務年鑑2018』292頁(中国税務出版社、2019)。

③ 上海市統計局「2018年上海市国民经济和社会发展统计公报」

(<http://www.stats-sh.gov.cn/html/sjfb/201903/1003219.html>) (平成31年3月28日最終閲覧)。

④ 浙江省は上海市の南に位置する省であり、省都である杭州市は、中国の電子商取引大手アリババ・グループの本拠地であるほか、2016年に開催されたG20サミットもこの地で行われた。また、江蘇省には南京市や蘇州市などがある。

⑤ 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計平成30年要約版」58頁。なお、在上海総領事館管内における進出日系企業は22,355社であり(同102頁)、これには上海市以外に浙江省、江蘇省、江西省及び安徽省の企業が含まれている。

⑥ なお、上海日本商工クラブ会員数は2018年12月時点で2,374件(法人会員：2,264社、個人会員110人)である。

(<https://www.jpcc-sh.org/about>) (平成31年3月28日最終閲覧)。

⑦ 国務院「国务院关于印发全面深化中国(上海)自由贸易试验区改革开放方案的通知」(国発[2017]23号)。

⑧ 2019年3月4日付 澎湃新聞(インターネットニュースサイト)

(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1627074713416046375&wfr=spider&for=pc>) (平成31年3月28日最終閲覧)。

⑨ 中華人民共和国中央人民政府「2019年政府活動報告」(速読版)

([http://www.gov.cn/premier/2019-03/05/content\\_5370679.htm](http://www.gov.cn/premier/2019-03/05/content_5370679.htm)) (平成31年3月28日最終閲覧)。

⑩ 上海市人民政府「一网通办」ポータルサイト

(<http://zwdt.sh.gov.cn/govPortals/index.do>) (平成31年3月28日最終閲覧)。なお、根拠となる法令は「上海市公共数据和一网通办管理办法(上海市公共データ及びワンストップネットサービス管理弁法)」(滬府令9号)である。

⑪ 2019年2月1日付 新華社インターネット版

(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1624274386730134451&wfr=spider&for=pc>) (平成31年3月28日最終閲覧)。

⑫ 2018年11月27日付 澎湃新聞(インターネットニュースサイト)

(<http://finance.sina.com.cn/roll/2018-11-27/doc-ihpevhcm0358479.shtml?source=cj&dv=2>) (平成31年3月28日最終閲覧)。

⑬ 中華人民共和国中央人民政府「上海推出优化营商环境2.0版」

([http://www.gov.cn/xinwen/2019-02/11/content\\_5364870.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-02/11/content_5364870.htm)) (平成31年3月28日最終閲覧)。

⑭ 2018年11月11日付 新華社インターネット版

(<http://jl.sina.com.cn/news/interview/2018-11-11/detail-ihmutuea9009770.shtml>) (平成31年3月28日最終閲覧) ほか。

⑮ 中国共産党中央弁公庁及び国務院弁公庁「上海市人民政府機構改革方案的通知」(庁字[2008]17号)。

⑯ 2012年1月に上海市を皮切りに段階的に開始された営業税・増値税併用から増値税一本化への流通税改革のことであり、2016年5月1日に中国全土で実施されるに至った。

- (17) 2015 年分：国家税務総局主管『中国税務年鑑 2016』246 頁-247 頁（中国税務出版社、2017）、2016 年分：国家税務総局主管『中国税務年鑑 2017』263 頁（中国税務出版社、2018）、2017 年分：国家税務総局主管『中国税務年鑑 2018』292 頁（中国税務出版社、2019）。
- (18) 上海市税務局ウェブサイト「机构职能」  
[http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/swgk/201809/t20180907\\_441713.html](http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/swgk/201809/t20180907_441713.html)（平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧）。
- (19) 「発票」とはインボイスの意味であり、例えば「増値税専用発票」であれば増値税における仕入税額控除を行うためのインボイスのことを指す。以下同様。
- (20) 上海市税務局ウェブサイト「领导简介」。なお、上海市税務局長及び副局長のいずれも国地税合併以前（それぞれ 2014 年から 2017 年の間）から現職に就いており、国地税合併以後も引き続き、現在の役職を担っている。  
[http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/ldzl/201810/t20181019\\_442274.html](http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/ldzl/201810/t20181019_442274.html)（平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧）。
- (21) 「关于印发《上海市国家税务局 上海市地方税务局内设机构（部门）主要职能》的通知」（沪国税发〔2015〕31 号）。
- (22) 国家税務総局稽查局『中国税務稽查年鑑 2018』363 頁及び 380 頁（中国税務出版社、2019）。
- (23) 国家税務総局稽查局『中国税務稽查年鑑 2018』104 頁（中国税務出版社、2019）。
- (24) 上海市税務局ウェブサイト「国家税务总局上海市税务局关于 2019 年度公务员招录面试工作的通知」  
[http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/jgrs/201901/t20190131\\_443794.html](http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/jgrs/201901/t20190131_443794.html)（平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧）。
- (25) 上海市税務局ウェブサイト「上海市国家税务局系统 2018 年度拟录用公务员公示公告」  
[http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/jgrs/201805/t20180516\\_439408.html](http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/jgrs/201805/t20180516_439408.html)（平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧）。
- (26) 国家税務総局ウェブサイト「顾炬在税务总局 12366 上海国际纳税服务中心挂牌时强调 加快建设步伐 服务国家战略」  
<http://www.chinatax.gov.cn/n810209/n810575/n1332376/n1332381/c1984368/content.html>（平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧）ほか。
- (27) 「12366」とは中国における納税者用の電話相談ホットライン番号のことである。
- (28) 「インターネット+（プラス）」とは、2015 年 3 月の政府活動報告において示されたコンセプトであり、政府の全面的なバックアップによる ICT 普及政策・目標が掲げられている。概要としては、インターネットを消費分野や生産分野などの様々な領域において活用し、各業界における新たな経済成長の原動力とするという考え方の下、政府が主導して必要な体制等を整えていくことを示したものである。STA も同年に「インターネット+税務行政」というコンセプトを掲げ、徴税面及びサービス面において ICT 活用を促進している。
- (29) 国家税務総局主管『中国税務年鑑 2018』巻中カラーページ（頁番号無）（中国税務出版社、2019）。
- (30) 国家税務総局ウェブサイト「10 月征期看改革：办税厅里故事多」  
<http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810724/c3838470/content.html>（平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧）。
- (31) 上海市税務局ウェブサイト「“智慧税务”让办税时间再缩短 20%」  
[http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/swdt/201810/t20181015\\_442181.html](http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/swdt/201810/t20181015_442181.html)（平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧）。
- (32) 2019 年 1 月 14 日付「中国税務報」第 1 面記事「上海实现银税数据信息直联」
- (33) 上海市税務局ウェブサイト「关于推行有奖发票试点工作的公告」（上海市国家税务局公告 2017 年第 4 号）。
- (34) 上海市税務局ウェブサイト「服务改革 助力进博 上海税务在行动」  
[http://www.tax.sh.gov.cn/pub/ssxc/mtzx/201811/t20181113\\_442801.html](http://www.tax.sh.gov.cn/pub/ssxc/mtzx/201811/t20181113_442801.html)（平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧）。
- (35) 2018 年 11 月 21 日付「中国税務報」A2 面記事「展览期间上海离境退税业务增长 50%」
- (36) 上海市税務局ウェブサイト「“名师工作室”开启嘉定区税务局涉税协作新模式」  
[http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/swdt/201902/t20190227\\_444183.html](http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/swdt/201902/t20190227_444183.html)（平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧）。

- (37) 2019年2月1日付「中国税務報」A3面記事「这个窗口，是个办税的“外语角”」
- (38) Wechat（微信）は中国版 LINE、また Weibo（微博）は中国版 Twitter と呼ばれる SNS である。
- (39) 上海市税務局ウェブサイト「“上海税务” 微博正式开通」  
 ([http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/swdt/201203/t20120331\\_390068.html](http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/swdt/201203/t20120331_390068.html)) (平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧)。
- (40) 上海市税務局ウェブサイト「上海市 16 个区新税务机构统一挂牌 标志着税务机构改革向纵深推进」  
 ([http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/swdt/201807/t20180705\\_440651.html](http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/swdt/201807/t20180705_440651.html)) (平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧)。
- (41) 上海市税務局ウェブサイト「国家税务总局上海市税务局正式挂牌」  
 ([http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/swdt/201806/t20180616\\_440107.html](http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/swdt/201806/t20180616_440107.html)) (平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧)。
- (42) 上海市税務局ウェブサイト「上海税务机构改革后首个征期运行平稳」  
 ([http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/swdt/201807/t20180723\\_440941.html](http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/swdt/201807/t20180723_440941.html)) (平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧)。
- (43) 中国共産党新聞網ウェブサイト「全国人大常委会关于修改《中华人民共和国个人所得税法》的决定」  
 (<http://cpc.people.com.cn/n1/2018/0902/c419242-30266453.html>) (平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧)。
- (44) 新たに追加された特別控除の定義、範囲、実施手続等については、「個人所得税専門項目附加控除暫定施行弁法」が 2018 年 12 月 13 日に別途公布され、詳細な内容が公表された。
- (45) 国家税務総局ウェブサイト「用于个税专项附加扣除填报功能的手机 APP 正式启用」  
 (<http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810724/c3987459/content.html>) (平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧)。
- (46) 上海市税務局ウェブサイト「个税 App 今上线 专项扣除申报」  
 ([http://www.tax.sh.gov.cn/pub/ssxc/mtzx/201901/t20190114\\_443623.html](http://www.tax.sh.gov.cn/pub/ssxc/mtzx/201901/t20190114_443623.html)) (平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧)。
- (47) 2019 年 1 月 29 日付「中国税務報」第 1 面記事「上海快递小哥收到特殊“年贺”」
- (48) 上海市税務局ウェブサイト「黄浦区税务局和南京东路街道联合举办新个人所得税法讲座」  
 ([http://www.tax.sh.gov.cn/hptax/ssxc/fjdt/201901/t20190114\\_443630.html](http://www.tax.sh.gov.cn/hptax/ssxc/fjdt/201901/t20190114_443630.html)) (平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧)。
- (49) 上海市税務局ウェブサイト「普陀区税务局个税新政稳落地 收获改革“暖心礼”」  
 (<http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810739/c4041329/content.html>) (平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧)。
- (50) 「上海市において展開する交通運輸業と一部現代サービス業の営業税の増値税課税改正実験に関する通知」(2011 年 11 月 16 日財税[2011]111 号) 及び「上海市の営業税の増値税課税改正実験の増値税一般納税者の資格認定に係る事項に関する公告」(公告 2011 年第 66 号)
- (51) STA による税務機関が保有する情報の全国一元管理システムのことをいう。
- (52) 納税信用管理办法 (试行) (国家税务总局公告 2014 年第 40 号)。2014 年 10 月 1 日から施行。  
 (<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1150610/content.html>) (平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧)。
- (53) 「关于印发《关于对重大税收违法案件当事人实施联合惩戒措施的合作备忘录》的通知」(发改财金[2014]3062 号)。なお、2016 年に一部改正有り。  
 (<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n1465977/n1465997/c1671320/content.html>) (平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧)。
- (54) 上海市税務局ウェブサイト「2016 年度纳税信用 A 级纳税人名单」  
 ([http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/ssgg/201704/t20170420\\_431634.html](http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/ssgg/201704/t20170420_431634.html)) (平成 31 年 3 月 28 日最終閲覧)。
- (55) 2016 年 12 月 25 日に第 12 期全人代常務委員会にて可決。
- (56) 国务院「国务院关于环境保护税收入归属问题的通知」(国發[2017]56 号)。